



ご挨拶

理事長 植田和彦

あけましておめでとうございます

旧年中は格別のご高配を賜り誠にありがとうございました。

おかげさまで日本カーテン協会は昨年設立 20 周年を迎え、今年には 21 年目の新たな区切りとなります。

しかしながら現在、カーテン業界においてはさまざまな逆風が強く、生産環境はもちろコスト面でもきびしい状況が続いているところです。

このような環境のなか、当協会としては永く培ってきた供給サイドの連携をさらに深めて業界の体質強化、健全な発展をめざしていきたいと考えております。

本年も会員の皆様、賛助会員の皆様の会の活動への積極的な参加をよろしく願い申し上げます。



2026 年 主な展示会 (N I F ホームページにより)

期 間	展示会名	開催地
1 月 15 日(木)~19 日(月)	メゾンエオブジェ MAISON&OBJET PARIS	フランス
1 月 19 日(月)~22 日(木)	ドモテックス DOMOTEX	ハノーバー
1 月 22 日(木)~25 日(日)	HOMI MILANO	ミラノ
2 月 1 日(日)~4 日(水)	スプリングフェア インターナショナル開催地	バーミンガム
2 月 4 日(水)~6 日(金)	第 101 回東京インターナショナルギフト・ショー春 2026	東京ビッグサイト
3 月 3 日(火)~6 日(金)	建築・建材展	東京ビッグサイト
3 月 3 日(火)~6 日(金)	JAPAN SHOP 2026	東京ビッグサイト
4 月 10 日(金)	4 月 10 日はインテリアを考える日	全国
6 月 10 日(水)~12 日(金)	インテリアライフスタイル/Interior Lifestyle Tokyo	東京ビッグサイト
6 月 24 日(水)~26 日(金)	ライフスタイル Week【夏】	東京ビッグサイト
6 月 24 日(水)~26 日(金)	第 17 回テーブル&キッチンウエア EXPO【夏】	東京ビッグサイト
7 月 2 日(木)~3 日(金)	JAPAN SHOP 大阪	インテックス大阪
8 月 27 日(木)~29 日(土)	JAPAN DIY HOMECENTER SHOW 2026	幕張メッセ
10 月 7 日(水)~9 日(金)	ライフスタイル Week【秋】	東京ビッグサイト
10 月 7 日(水)~9 日(金)	テーブル&キッチンウエア EXPO	東京ビッグサイト
11 月 18 日(水)~20 日(金)	JAPANTEX2026	東京ビッグサイト

住宅の省エネ化への支援強化に関する予算案を閣議決定！ 国土交通省・経済産業省・環境省が連携して取り組みます！

出典：経産省 https://www.mlit.go.jp/report/press/house04_hh_001323.html

省エネ住宅の新築、住宅の省エネリフォームを支援する 「みらいエコ住宅 2026 事業」を創設します

2050年カーボンニュートラルの実現に向けて住宅の省エネ化の支援を強化するため、国土交通省、環境省及び経済産業省の連携による「住宅省エネ 2026 キャンペーン」の実施を通じて、「GX志向型住宅の新築」、「子育て世帯等を対象とする長期優良住宅・ZEH水準住宅の新築」、「住宅の省エネリフォーム等」を支援します。

1. 背景

令和7年11月21日に「強い経済」を実現する総合経済対策～日本と日本人の底力で不安を希望に変える～」が閣議決定され、エネルギーコスト上昇に強い経済社会の実現に向け、「家庭等における省エネ化、建物の断熱性向上、(中略)を進める。」方針が示されました。

これを踏まえ、令和7年11月28日閣議決定された令和7年度補正予算案に、住宅の省エネ化への支援を強化するための補助制度が盛り込まれました。

2. 事業の概要

(1) 省エネ住宅の新築

- ・みらいエコ住宅 2026 事業【国土交通省・環境省】(1,750 億円)

(2) 3省の連携による住宅の省エネリフォーム等

1) 高断熱窓の設置

- ・断熱窓への改修促進等による住宅の省エネ・省CO₂加速化支援事業【環境省】(1,125 億円)

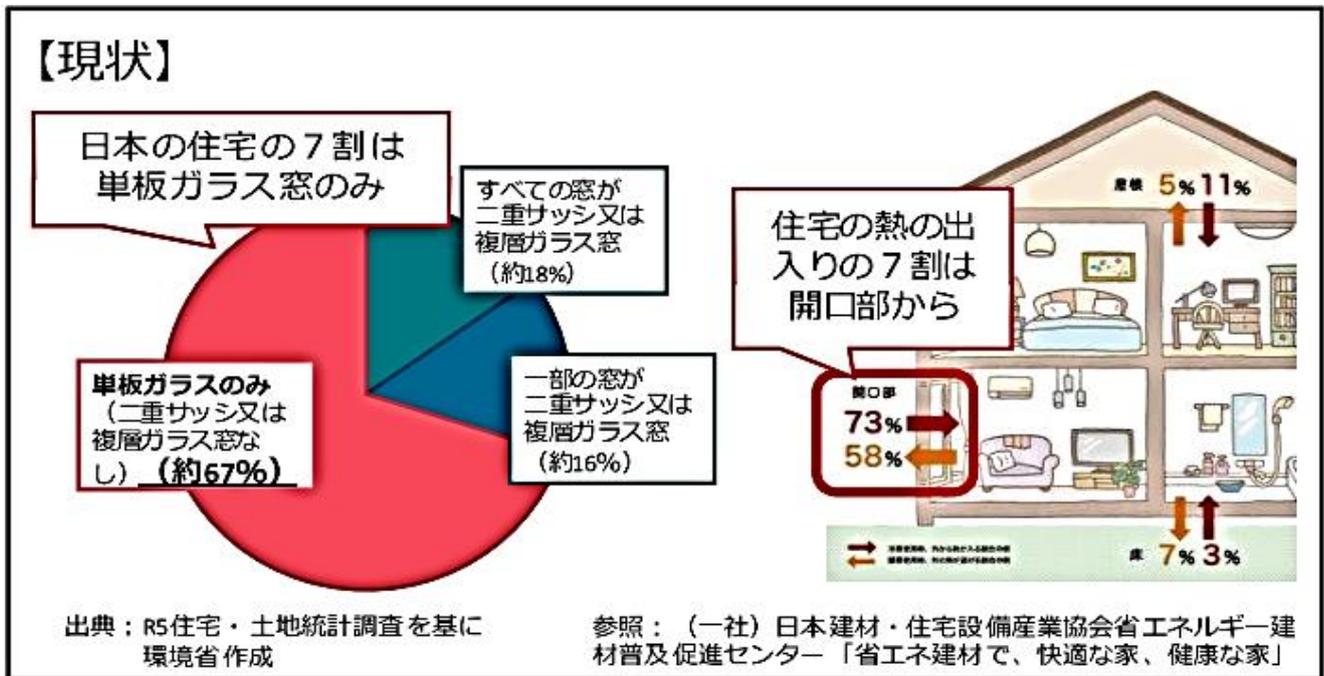
住宅における熱の出入りの大半は窓等の開口部で発生しているにもかかわらず、日本の住宅の7割は単板ガラスの窓のみによって構成されていることから、窓の断熱改修による住宅の省エネ、省CO₂化のポテンシャルは大きい。

このため、本事業では、暮らし関連分野のGXを加速させる為、既存住宅等における断熱窓の改修に対して補助を行う。

対象住宅	改修工事	補助上限額※11
平成4年基準を満たさないもの	平成28年基準相当に達する改修	上限:100万円/戸
	平成11年基準相当に達する改修	上限:50万円/戸
平成11年基準を満たさないもの	平成28年基準相当に達する改修	上限:80万円/戸
	平成11年基準相当に達する改修	上限:40万円/戸

《補助事業対象例》





2) 高効率給湯器の設置

- ・高効率給湯器導入促進による家庭部門の省エネルギー推進事業費補助金【経済産業省】(570億円) >

3) 既存賃貸集合住宅向けエコジョーズ等 取替

- ・既存賃貸集合住宅の省エネ化支援事業【経済産業省】(35億円)

4) 開口部・躯体等の省エネ改修工事

- ・みらいエコ住宅 2026 事業【国土交通省】(300億円)

①対象住宅の省エネ性能に応じて、一定の省エネ性能を確保するリフォーム※10 に対して支援。

※10：『リフォーム前の省エネ性能』と『リフォーム後の省エネ性能』に応じた改修部位や設備の組合せをあらかじめ指定・公表

②住宅の子育て対応改修、バリアフリー改修等を行う場合に、工事内容に応じた定額を支援。

【2026年1月1日施行】受注者を守る法！

手形払い禁止など「取適法」がもたらす変化

出典：公正取引委員会・中小企業庁 <https://mirasapo-plus.go.jp/infomation/30416/>

中小企業、個人事業主の味方、「下請法」が改正され、2026年1月1日から「中小受託取引適正化法（取適法）」に変わります。

その背景には、近年の急激な物価上昇と、これを上回る賃上げの実現という目標があります。賃上げの原資となる価格転嫁を定着させるためには、受注者に負担を押し付けるような商慣習を一掃し、取引の適正化を進める必要があります。

具体的には、受注者の資金繰りの負担となる手形払い等の禁止や、価格転嫁のための協議に応じない一方的な代金決定の禁止など。

取引適正化法（取適法）

①協議に応じない一方的な価格決定の禁止

現行法

買いたたきとして通常の対価に比べ、著しく低い価格を定める場合を禁止。

課題

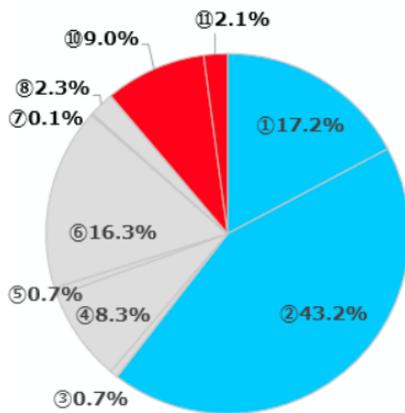
- 価格について協議を要請しても無視されたり、先延ばされる。
- 協議もなしに、価格を据え置かれる。
- 価格を一方的に決められ、必要な説明もなされない。など

改正法

中小受託事業者から価格協議の求めがあつたにもかかわらず、委託事業者が協議に応じなかったり、必要な説明を行わなかったりするなど、一方的に価格を決定する行為を禁止。

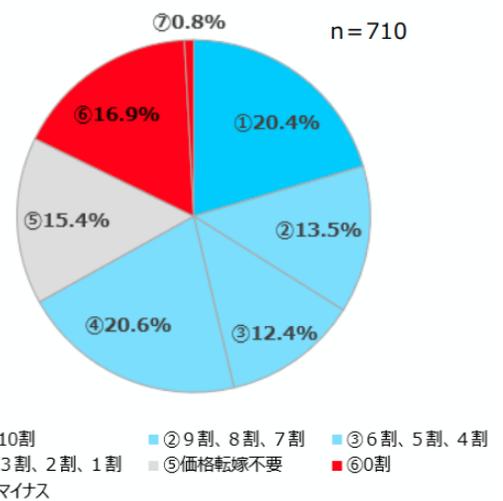
繊維

直近6か月間における価格交渉の状況



①	発注企業から、交渉の申し入れがあり、価格交渉が行われた。
②	受注企業から、発注企業に交渉を申し出、価格交渉が行われた。
③	コストが上昇せず、価格交渉は不要と判断し、発注企業からの申し入れを辞退した。
④	コストが上昇せず、発注企業から申し入れはなかったが、価格交渉は不要と判断し、交渉を申し出なかった。
⑤	コストが上昇したが、価格交渉は不要と判断し、発注企業からの申し入れを辞退した。
⑥	コストが上昇し、発注企業から申し入れはなかったが、価格交渉は不要と判断し、交渉を申し出なかった。
⑦	支払代金が市場価格に連動して自動的に設定されるため、価格交渉は不要と判断し、発注企業からの申し入れを辞退した。
⑧	支払代金が市場価格に連動して自動的に設定されるため、価格交渉は不要と判断し、交渉を申し出なかった。
⑨	コストが上昇し、発注企業から申し入れがあつたが、発注減少や取引停止を恐れ、発注企業からの申し入れを辞退した。
⑩	コストが上昇したが、発注企業から申し入れがなく、発注減少や取引停止を恐れ、交渉を申し出なかった。
⑪	コストが上昇し、発注企業から申し入れがなく、受注企業から交渉を申し出たが、応じてもらえなかった。

直近6か月間における価格転嫁の状況[コスト全般]



転嫁率：48.1%

出典：価格交渉促進月間（2025年9月）フォローアップ調査結果

令和7年11月28日中小企業庁

②手形払等の禁止

現行法

サイトが60日を超える手形による支払を禁止。

課題

- 手形払いをされると、現金化までの期間の資金繰りを中小受託事業者が負担。
- 電子記録債権やファクタリング等の支払でも、同様に負担。など

改正法

- 支払手段として、手形払いを禁止。
- 電子記録債権やファクタリングについても、支払期日までに代金に相当する金銭（手数料等を含む満額）を得ることが困難であるものについては禁止。
- 振込手数料についても中小受託事業者負担させることを禁止。